

西宮市食品衛生責任者養成講習会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法施行規則別表第17第1項イに規定する食品衛生責任者に関し、同項ロで定められた資格要件のうち、(3)の資格を認定するため、西宮市長が講習会を実施し、又は指定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(講習の内容)

第2条 講習科目及び時間は次のとおりとし、確認試験を含めて計6時間程度とする。

- | | |
|---|--------|
| (1) 食品衛生学（主要な食中毒等とその原因、食中毒等の発生防止 等） | 2. 5時間 |
| (2) 食品衛生法（食品衛生法、自主的な衛生管理、自主回収報告制度、営業規制、その他食品衛生関連法規 等） | 3時間 |
| (3) 公衆衛生学（環境衛生、労働衛生 等） | 0. 5時間 |

(指定の申請)

第3条 西宮市食品衛生協会が本要綱に基づく食品衛生責任者養成講習会を開催する場合は、西宮市保健所長に指定の申請を行わなければならない。

- 2 指定の申請は、開催日時、開催場所、講習の内容、講師氏名を記載した書面で行うものとする。

(指定)

第4条 西宮市保健所長は、指定の申請が第2条の内容を満たしていると認めた場合は、食品衛生責任者養成講習会として指定する旨、西宮市食品衛生協会に通知する。

(修了証書)

第5条 指定された食品衛生責任者養成講習会の講習会を開催した者は、受講した者に修了証書を交付するものとする。

(名簿の登録)

第6条 指定された食品衛生責任者養成講習会の講習会を開催した者は、修了証書を交付した者を受講修了者名簿に登録するものとする。

(実施報告)

第7条 指定された食品衛生責任者養成講習会の講習会を開催した者は、実施後西宮市保健所長に実施報告を行わなければならない。

(修了証明)

第8条 指定された食品衛生責任者養成講習会の講習会を開催した者は、受講修了者名簿登録者から講習会修了証明書の発行を求められた場合、証明書を交付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。